

日本郵便株式会社法第4条第4項の規定による届出をした業務の内容

	業務の内容	業務の開始の時期
<p>会社の営業所を活用した会員向け生活支援サービス業務 (日本郵便株式会社法第4条第2項第3号及び第4号に掲げる業務)</p>	<p>① 概要 総合生活支援企業として、会社の営業所（郵便局を含む。）を活用し、会員（主に高齢者）に対して次に掲げる生活支援サービス業務を行う。</p> <p>イ 定期的に生活状況等を確認、確認内容を家族等へ報告 ロ その他、会員に対する生活支援関連サービスの提供</p> <p>② 生活状況の確認事項 面談時の様子や外出頻度など会員の生活状況がおおむね把握できる事項。</p> <p>③ 実施拠点 平成25年10月1日時点での取り扱い予定の会社の営業所は、103局。</p>	<p>平成25年10月1日</p>